第1分科会　　　人権としての社会保障　　　　　　――医療・福祉・介護――

2018年7月8日／岡山県母親大会

浅田達雄さんを支援する会　　中島純男

浅田訴訟が問いかけ呼びかけるもの

1、障害者自立支援法違憲訴訟のとりくみ

2010年１月７日、当時の美咲町の清水さんを含めた障害者自立支援法違憲訴訟の原告ら７１名は、国（厚生労働省）と基本合意に至りました。そのなかの新法制定にあたっての論点の一つとして、介護保険優先原則（障害者自立支援法第７条）を廃止し障害の特性を配慮した選択制等の導入をはかること、という文言が明記されていました。

2、浅田訴訟について

**(1)岡山市を提訴**

2012年11月、12月段階で岡山市障害福祉課と話し合い、浅田さん自身が65歳を目前としている中で、障害者自立支援サービスを続けたいと要望し、申請をしてきました。しかし、岡山市は2013年2月12日付で福祉支援サービスの打ち切り処分を出しました。

浅田さんは、この処分は憲法第14条違反の差別処分であり、憲法25条の生存権を奪う処分であると2013年9月19日に岡山地裁へ提訴しました。

提訴の背景には、行政は本来、障害者を保護するという発想からの施策を行うものでなく、人としての権利を保障する制度を徹底すべき、という障害者運動が長い年月をかけて築き上げた理念とその内実化にむけた発展と仲間の強い連帯感があると思います。

**(2)裁判の意義**

障害福祉の実態を明らかにすること、岡山市の非人道的な行政姿勢を問いただすことです。

障害福祉と介護保険は目的も内容も違う制度です。障害者を年齢で区別し高齢の障害者により大きな経済的負担を負わせることは、さらに障害度が高くなっていく中での不安は大きなものがあります。障害者自立支援法２２条は障害の特性や生活状況など様々な事情を考えることを求めています。

岡山市の当初の決定はサービスの全面打ち切りでしたが、何度も取消や変更がなされ最終的には相当の部分が支給されました。岡山市は，なぜ最初から一部支給の決定をしなかったのでしょうか。浅田さんはサービスを全面的に打ち切られたためトイレにも行けず、尿路感染症で１１日間も入院したり、床に倒れて起き上がれなくなったり大変苦しみました。後から取消や変更がされても、時間を遡ってサービスを受けることはできません。浅田さんの苦しみがなかったことにはならないのです。

 **(3)地裁判決、全面勝訴**

2018年3月14日、岡山地裁は「自立支援給付を受けていた者が、介護保険給付に係る申請を行わないまま、65歳到達後も継続して自立支援給付に係る申請をした場合において、当該利用者の生活状況や介護保険給付に係る申請を行わないままに自立支援給付に係る申請をするに至った経緯等を考慮し、他の利用者との公平の観点を加味してもなお自立支援給付を行わないことが不相当であるといえる場合には、自立支援法7条の『介護保険法の規定による介護給付であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受けることができるとき』には当たらない。」と示しました。

６５歳になった障害者が介護保険の申請をしない場合には、障害福祉サービスを打ち切ってよく、なおかつそうすべきことを同条は求めているとの岡山市の解釈が誤っていることを明確にしたのです。

**(4)岡山市が控訴**

　岡山地裁の判決を受けて岡山市は2週間の控訴期限ぎりぎりの3月28日に控訴しました。全国、県内外の仲間からの「控訴せず判決を行政にいかせ」という声を無視したやり方に、さらに大きな批判が集中しています。

　5月17日の岡山市議会では、「浅田裁判」で市が控訴した専決処分承認議案（承第4号）への賛否が問われました。結果は承認されたものの、共産党市議団の奮闘もあり、以下の結果のように、判決を行政にいかすべきではという声もひろがり大きくなってきています。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 結果 | 自民党市議団※ | 自民党政隆会※ | 公明党市議団 | おかやま創政会 | 市民ネット | 共産党市議団 |
| 委員会 | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** | **×** | **×** |
| 本会議 | **○** | **○17** | **○6** | 棄権8 | ○1 ×5 | **×3** | **×5** |

　　　○賛成　×反対　　（記号の後の数は人数）　※議会中に自民が会派分裂した

　――**いい判決が出ましたが、岡山市が控訴へ――**

原 告 　　　浅 田 達 雄

裁判官から判決を聞くまでは、どんな判決が出るのかとても不安でしたが、私の訴えたことが間違っていなかったと思っています。例えば、最悪の場合であったらと考えたときに、今現在65歳になっても介護保険を使わなくてもいい自治体も介護保険を強制的使わせるようになるのが一番怖かったです。

処分前、私のような重度障害者に最も不利益な処分を出さないと思っておりました。それは、国も支援法7条の介護保険優先原則があっても個人的なニーズによった対応をするような通達を各自治体に出しているのに、岡山市のように介護保険を申請しなかったら介護給付を全部不支給するなんて生きていくことを拒否されたことに対して有利な判決は、出さないと思っていましたが、確信できませんでした。全面勝利の判決をもらえたのも、弁護団の先生・支援する会のみなさん、そして全国で支援してくださった方々のお蔭です。私の生きる権利、人間として平等な権利が保障されたことの気持ちを伝えます。「勝った～！」嬉しいです。「よかった！おめでとう。」というメールや電話をくれた知人が数多くいました。

喜んだ２週間が泡と消え、岡山市が２８日の判決から2週間の期限直前に控訴しました。地方自治体が一市民を控訴する意味は何でしょうか？市民の総意としての控訴なのでしょうか？５年間の時間をかけて勝ち取った、生きる権利を再度取り上げることで、岡山市は何か得るものはあるのでしょうか？私は悔しさと情けなさと、大きな失望を感じざるを得ません。

岡山市長は、「一緒に行動しながら、「**より住みやすく**」「**より力強く**」「**より安全・安心な**」まちづくりに持てる力のすべてを傾注している所存です。」と述べていますが、私にしていることは逆行しています。

3、判決内容をいかし、高裁でも勝利へ

　自助と地域住民相互の助けあいを強調する安倍政権

公助の役割をうすめさせる姿勢は続いています

　それに対して、権利としての「自立」を、人権としての社会保障の確立

　実体的給付請求権、手続き的権利、自己貫徹のための権利、などを深めていくたたかい

　浅田裁判はまさにその点からも評価されるべき提起を持っており、今回の判決はきちんとその内容を示してくれたものといえます。